

鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である山崎安造の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月8日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏  
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史  
鳥取県監査委員 興 治 英 夫  
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
村山 敏隆	米子市宗像15-13	平成24年5月8日から平成25年3月31日まで
高田 充征	倉吉市海田西町二丁目178	〃
池原 浩一	鳥取市鹿野町小別所195	〃